

都道府県赤字削減・解消計画書

(令和6年度から令和10年度まで5ヶ年計画)

都道府県名
鹿児島県

赤字削減・解消のための都道府県の基本方針 (都道府県の国民健康保険運営方針を転記することも可)	赤字削減・解消のための具体的取組内容 (市町村の取組を総括して記載することも可)
【R6.3月鹿児島県国民健康保険運営方針 抜粋】 ・国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一般会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として、必要な支出を保険料(税)や国庫負担金などにより賄うことにより、国保特別会計において収支が均衡していることが重要である。 ・このため、市町村における決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入や繰上充用については、計画的・段階的に解消を図るとともに、新たに発生させないことを共通認識とする。	【R6.3月鹿児島県国民健康保険運営方針 抜粋】 ・ 解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、赤字解消の目標年次、赤字解消のための計画的・段階的な保険料(税)率の引上げ等を含めた取組に係る健全化計画を策定したところであり、当該計画に基づき取組を進め、令和10年度までに解消する。 ・新たに解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、翌々年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、赤字発生年度の翌年度中に、赤字の要因を分析し、県と協議を行った上で、赤字削減・解消のための基本方針、実効的・具体的な取組内容(保険料率の改定、医療費適正化、収納率向上対策の取組等)、赤字解消の目標年次及び年次毎の計画(赤字の削減予定額、削減予定率)を定めた健全化計画を策定し、計画的に取組を進める。 ・赤字の解消又は削減については、国民健康保険が一般会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることとするが、被保険者の保険料(税)負担の急変を踏まえ、単年度での赤字の解消が困難な場合は、令和10年度までの期間を目標年次とする計画を策定する。 ・市町村が健全化計画を策定するに当たっては、市町村国保運営協議会等の意見等を踏まえた上で、実効性のある計画となるよう留意するとともに、目標年次までに各市町村の保険料(税)率を各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料(税)率に近づけていくこと、又は一定期間標準的な保険料(税)率を超える保険料(税)率を設定することで、単年度の赤字を解消する計画を立てる必要がある。 ・県は、市町村が行う健全化計画策定に当たり、随時、技術的助言を行うとともに、市町村から報告を受けた計画のうち目標年次や主な取組、赤字の要因分析、法定外繰入額等について、運営方針に基づきこれを取りまとめ別途公表する。

保険者名 (市町村)	赤字額	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	市町村の主な取組内容
		年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
中種子町	26,767 千円	赤字削減予定額 (率)	0 千円 0.0 %	3,000 千円 11.2 %	5,000 千円 18.7 %	10,000 千円 37.4 %	8,767 千円 32.8 %	令和6年度賦課分から税率を改正。以降も毎年見直しを行い、必要に応じて税率改正を行う。